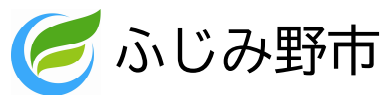


総合評価方式による 自動販売機設置事業者募集

令和5年12月



自動販売機設置事業者公募スケジュール

I 公募要項公表

令和5年12月8日(金)

資産管理課窓口にて配布のほか、ふじみ野市ホームページに掲載します。

II 質問受付

令和5年12月11日(月)から

令和5年12月20日(水)午後5時まで

受付した質問のうち、各設置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、取りまとめて令和5年12月25日(月)までに随時ふじみ野市ホームページに掲載します。

III 参加申込み

令和5年12月11日(月)から

令和6年1月11日(木)午後5時まで

参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)と併せて必要書類を提出してください。
《提出先》 ふじみ野市役所 資産管理課(本庁舎3階)
(土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

IV 設置予定事業者決定

令和6年2月2日(金)まで

選定委員会にて設置予定事業者を決定し、その旨の通知を令和5年2月9日(金)までに書面にて発送します。

V 契約締結

令和6年3月18日(月)まで

上記契約締結期限までにふじみ野市と賃貸借契約を締結してください。

VI 自動販売機設置

令和6年4月1日(月)以降

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
2	応募資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
3	募集事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
4	応募手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
5	参加資格の確認等・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
6	設置予定事業者の決定方法等・・・・・・・・	P. 4
7	失格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
8	無効な応募に関する事項・・・・・・・・・・	P. 5
9	契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
10	設置予定事業者の取消し等・・・・・・・・	P. 5
11	質問方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
12	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
13	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6

添付資料

- 1 各種様式
 - (1) 参加申込書（様式第1号）
 - (2) 賃貸借料提案書（様式第2号）
 - (3) 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）
 - (4) 誓約書（様式第4号）
 - (5) 委任状（様式第5号）
 - (6) 質問書（様式第6号）
- 2 市有財産賃貸借契約書（案）
- 3 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（案）
- 4 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書
- 5 物件調書

自動販売機設置事業者募集要項

ふじみ野市では、市庁舎などに飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、公募による総合評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と市有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容を熟知した上でご参加ください。

1 目的

市有財産の有効活用を図り、市民サービスの向上、市の自主財源の確保及び、設置業者選定手続きの公平性及び透明性を高めることを目的とします。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人、団体又は個人とします。

- (1) 本募集要項公開日から設置予定事業者決定までの間において、法人にあっては埼玉県内に本社(店)、支店又は営業所を有し、法人格を持たない団体及び個人にあっては市内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有すること。(管理・運営が別であっても構いません。応募者が運営者であっても、応募者の下で管理及び遵守事項を守ってください。)
- (3) 国又は地方公共団体(地方職員共済組合等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年間の間に数回(数か所)以上すべて誠実に履行していること。
- (4) 本募集要項の公開日から設置予定事業者の決定までの間において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及び第2条第6号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 本募集要項の公開日から設置予定事業者の決定までの間において、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (6) 参加申込日時点において、県税及び市税を滞納していないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをしていない者であること、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により、ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格名簿から抹消された者については、2年を経過している者であること。
- (10) 本募集要項の公開日から設置予定事業者の決定までの間において、ふじみ野市の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成22年ふじみ野市告示第250号)に定める入札参加停止の措置、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成18年ふじみ野市告示第284号)に定める入札参加除外の措置並びにふじみ野市競争入札参加者実態調査実施要項(令和元年ふじみ野市告示第194号)に定める入札参加制限の措置を受けていないものであること。

3 募集事項等

- (1) 件名
総合評価方式による自動販売機設置事業者募集
- (2) 貸付場所及び面積(設置台数)
別添「物件調書」によります。
- (3) 貸付期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(3年間)
- (4) 機器仕様及び貸付条件等
別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」によります。
- (5) 募集する事業者は、物件番号(貸付箇所)ごとに選定する。
※ただし、同一施設近接貸付場所に複数設置する場合は、販売する飲料等商品の取扱銘柄数の確保といった観点から、「一抜け方式」を採用し、それぞれ異なる設置予定事業者となるよう選定を行います。(なお、紙カップ式自動販売機は上記方式からは除外とします。)

4 応募手続き

参加を希望する者は、必要書類を添えて、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期間
期間：令和5年12月11日（月）から令和6年1月11日（木）午後5時まで
時間：午前9時から午後5時までの間（ただし、土曜日及び日曜・祝日を除く）
- (2) 提出場所
埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号
ふじみ野市役所 総務部 資産管理課（ふじみ野市役所 本庁舎3階）
電話：049-262-9050（直通）
- (3) 提出書類

①	参加申込書（様式第1号）	
②	賃貸借料提案書（様式第2号）※応募番号ごとに1部ずつ	
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）	
④	誓約書（様式第4号）	
⑤	委任状（様式第5号）	
⑥	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可） ※法人事業者のみ	
⑦	納税証明書（写し可）【下記※1 参照】	
	法人事業者の場合	
	ふじみ野市内に本店、支店又は営業所を有する者	法人事業税、法人県民税、法人市民税
	ふじみ野市外で埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者	法人事業税、法人県民税
	個人事業者の場合	
	ふじみ野市内に事業所を有する者	個人事業税、個人市・県民税
	ふじみ野市外で埼玉県内に事業所を有する者	個人事業税
⑧	身分証明書（写し可） ※個人事業者のみ（本籍の市区町村で発行）	
⑨	前年度分の所得税確定申告書（写） ※個人事業者のみ	
⑩	印鑑証明書（写し可）	
⑪	設置する自動販売機のカタログ【下記※2 参照】	

【※1】納税証明書は、下記の場所で取得することができます。また、本人であることを確認できるもの（例：運転免許証など）、本人の印鑑、法人の場合であれば代表者の印鑑などが必要となります。なお、県税分については、「滞納額がないことの証明」となります。

法人事業税、法人県民税、個人事業税	埼玉県県税事務所
法人市民税、個人市・県民税	ふじみ野市収税課

【※2】設置する自動販売機のカタログについて、複数申し込む場合には、「カタログに付せんなどで応募番号を記入する」「設置する自動販売機のカタログ写真を赤ペンで丸をする」などして、申し込みする対象に設置する自動販売機がどれなのか分かり易くしてください。なお、カタログについては、内容点の判断基準にもなるので分かりやすいものを使用してください。

＜提出書類に関する注意事項＞

- ア 証明書類は発行後3ヶ月以内のものとします。納税証明書は直近1事業年度分を提出してください。
- イ 複数物件を申し込む場合、②は応募番号ごとに1部ずつ、他の書類は事業者ごとに1部を提出してください。また、②は応募番号ごとに封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印し、提出してください。
- ウ 提出書類は返却いたしません。

- (4) 提出方法
提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。（郵送、電話、ファックス、インターネット等による受付は行いません。）
- (5) 賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額
消費税及び地方消費税を含まない年額の提案額を記載してください。なお、土地の賃貸借契約については、提案額をそのまま賃貸借契約額とします。建物の賃貸借契約については、提案額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該年額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって賃貸借契約額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の10

0に相当する提案額を記載してください。

5 参加資格の確認等

参加資格を有することを証明する書類として、4(3)に掲げる提出書類一式を指定の期限までに提出し、参加資格の確認を得る必要があります。

また、選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をお願いいたします。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とします。

また、同一施設近接貸付場所に複数設置する場合においては、販売する飲料等商品の取扱銘柄数の確保といった観点から、「一抜け方式」を採用し、それぞれ異なる設置予定事業者となるよう選定を行います。

《一抜け方式》

最も総得点の高い者を第一設置予定事業者として決定し、次に、前者で決定した第一設置予定事業者を除き、最も総得点の高い者を第二設置予定事業者とします。第一設置予定事業者から順に設置希望場所を指定するものとします。ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない物件については、この選定方法を採用しないものとします。なお、同一施設貸付箇所にある紙カップ式自動販売機は上記方式から除外します。

ア 総得点の算定方法

内容点（45点）＋価格点（55点）＝総得点（100点）とします。

(ア) 内容点45点

	評価項目	評価の視点	配点
1	社会 貢献度	市事業に対する事業協力の内容	10点
		市と災害協定の締結の可否、災害対応型機械の導入 ※自動販売機の機内在庫飲料の提供	5点
		市と災害協定の締結の可否、災害対応型機械の導入 ※事業所等からの飲料の調達	5点
2	自動 販売機 付加機能	ユニバーサルデザイン ※応募番号6・10・12・14は、必須です。	3点
		交通系以外の電子マネー対応（電子決済サービス等も含める） ※交通系電子マネー対応は、必須です。	7点
		その他付加機能（特に秀でた環境性能及び安全対策、AED 搭載機、Wi-Fi搭載機等）	6点
3	管理体制	故障時の対応、苦情への対応、商品管理体制	5点
4	商品内容	施設に応じた販売商品内容、取扱銘柄数	4点

(イ) 価格点55点

1	提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	55点
---	------	--------------	-----

イ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とし、内容点も同一の場合は、市によるくじ引きにより決定します。

(2) 審査の方法

本件に係る落札者を決定するにあたり、提出書類を公正に審査し、設置予定事業者の決定を審議するため、「飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

(3) 設置予定事業者の決定時期

令和6年2月2日（金）までに審査委員会により決定します。

- (4) 選定結果の通知
令和6年2月2日(金)以降、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知します。
なお、審査結果に対して、審議の申し立ては一切受け付けません。
- (5) 設置予定事業者決定の例外
設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としません。
また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を徴収の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とします。
- (6) 設置予定事業者の公表について
設置予定事業者と契約を締結したときは、次の事項についてふじみ野市ホームページに掲載するものとします。
- ア 公募自動販売機数
 - イ 公募参加者数
 - ウ 各設置事業者との契約締結日
 - エ 各設置事業者名
 - オ 各設置事業者の総合評価方式の得点(総得点)

7 失格に関する事項

- (1) 自動販売機設置に係る提案書(様式第3号)の各提案内容が、すべて記載されていないとき。
※該当無しの場合はその旨を必ず記載すること。
- (2) 賃貸借料提案書(様式第2号)に記載された金額が、予定価格未満の金額で見積をしたとき。

8 無効な応募に関する事項

- (1) 不正行為による応募
- (2) 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- (3) 賃貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- (4) 参加申込書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行ったもの
- (5) その他募集に関する規定などに違反した応募

9 契約

- (1) 別添契約書(案)のとおりとします。
- (2) 設置予定事業者は、令和6年3月18日(月)までに、契約書に記名押印の上、ふじみ野市に提出し、市と賃貸借契約を締結してください。

10 設置予定事業者の取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての選定を取り消すものとします。
- ア 上記9の(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき
 - イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
 - ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき
- (2) 上記(1)により、設置予定事業者の選定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、設置予定事業者選定委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行います(予定価格以上のものに限る)。

11 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次によります。

(1) 質問の方法

質問は、令和5年12月11日（月）から令和5年12月20日（水）までに、質問書（様式第6号）の様式を使用し、原則として電子メールにより、下記13に示すあて先に提出してください。

なお、質問の提出にあたっては、事前又は事後速やかに提出する旨又は提出した旨を下記13の担当あてに電話連絡してください。（質問は必要最小限とすること。）

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けません。ただし、応募手続など事務手続に関する質問はこの限りではありません。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、各設置希望事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和5年12月25日（月）までにふじみ野市ホームページに掲載します。

12 その他

- (1) 提出書類は、提出後は、書き換え、差し替え又は撤回をすることはできません。
- (2) 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は取り止めることがあります。
- (3) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の定めるところによります。
- (4) 本書を入手した者は、本件手続以外の目的で本書を使用してはいけません。
- (5) 申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消及び財産賃貸借契約の解除を行うことがあります。
- (6) 仕様書及び物件調書に記載されている販売実績は、各設置事業者からの報告に基づくものであり、その販売数を保障するものではありません。また、売上減に対して市からの保障は一切いたしません。
- (7) 消費税率は、変更があった日以降に最初に到来する4月1日の年度において、貸付料の消費税率を変更し、請求します。

13 問い合わせ先

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市 総務部 資産管理課 資産管理係（ふじみ野市役所本庁舎3階）

TEL：049-262-9050

FAX：049-266-6245

E-mail：kanzai@city.fujimino.saitama.jp